



第73期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）

開催場所

東京都品川区大崎1-6-2
ニューオータニイン東京
3階 おおとり

会場の変更について

前回とは会場が異なりますので
末尾の会場ご案内図をご参照ください。

議案

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

株主各位

証券コード 8141
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

東京都品川区大崎一丁目2番2号

新光商事株式会社

代表取締役社長 **小川 達哉**

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト	https://www.shinko-sj.co.jp 当社ウェブサイトへアクセス➡「IR情報」➡「株主総会情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。	
東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)	https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセス➡「銘柄名（会社名）」に「新光商事」または証券「コード」に「8141」（半角）を入力・検索➡「基本情報」➡「縦覧書類/P R 情報」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。	
株主総会招集通知 専用ウェブサイト	https://www.smi.shinko-sj.co.jp/ir/	

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項および後記の株主総会参考書類をご検討のうえ「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2 場 所	東京都品川区大崎1-6-2 ニューオータニイン東京 3階 おおとり (開催場所が昨年と異なりますので末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3 会議の目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。 <ul style="list-style-type: none"> ①事業報告の「会社の体制および方針」 ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」 ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」 ● インターネットによる方法と議決権行使書（郵送）と重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。 ● ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示をされていない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

〈株主の皆さまへ〉

- 当日ご出席の際には、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページ目記載の当社ウェブサイト（専用ウェブサイトを含む）および東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 当社は、株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
- 株主懇談会は開催いたしません。
- 株主総会会場でのお土産のご用意はございません。
- 車いす等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。また、ご来場にあたり、サポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

新光商事株式会社 電話03-6361-8111（代表）（土日祝日を除く9：00～17：00）

- 当社役員および運営スタッフは、クールビズ（ノーネクタイ）にて対応させていただきます。
- 株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.shinko-sj.co.jp>)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時20分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時20分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○

御中
株主総会日
議決権の数 XX股
××××年××月××日

基本日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
コピペID
XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード
XXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

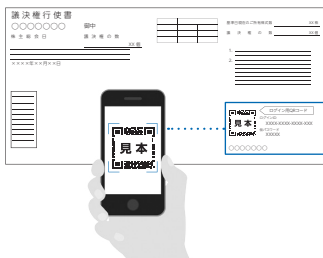
インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



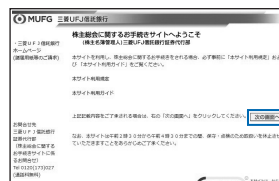
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

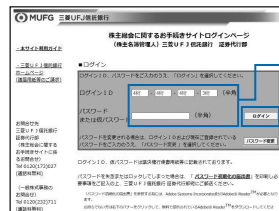
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

- ・上記の議決権行使ウェブサイトは、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止しております。
- ・機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討された結果、特段指摘すべき点はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における地位および担当等	取締役会出席回数
1	おがわ たつ や 小川 達哉	再任	代表取締役社長 監査室・事業戦略室・ 組込みソリューション営業部担当	20/20回
2	ほそ の かつ ひろ 細野 克宏	再任	常務取締役 営業部門・開発技術部門統括、 営業第一部・中部東海ブロック・ アミューズメント営業部・電子部品販売推進部担当	20/20回
3	いっ しき しゅう じ 一色 修志	再任	常務取締役 管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・ 経理部・物流部・国内関係会社担当	20/20回
4	こ ばやし かつ えい 小林 克衛	再任	取締役 第一ソリューション技術部・第二ソリューション 技術部・第三ソリューション技術部担当	20/20回
5	いの うえ くに ひろ 井上 邦博	再任	取締役 西日本ブロック・電装営業部・営業支援室・海外営業推 進部・海外関係会社担当、海外営業推進部長	20/20回
6	いし と まさ のり 石戸 正典	再任	取締役 営業第二部・東日本ブロック・甲信越ブロック・ EMS推進部担当	20/20回
7	よし いけ たつ よし 吉池 達悦	再任 社外 独立	取締役	20/20回

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

お がわ たつ や
小川 達哉 (1963年12月17日生)

所有する当社の株式数…………… 22,700株

取締役会出席状況…………… 20/20回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1986年4月 当社入社
1996年11月 NOVALUX EUROPE LTD. 社長 (出向)
2006年4月 NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD. 社長 (出向)
2008年6月 当社取締役
2013年4月 当社代表取締役社長
2026年4月 当社代表取締役社長 (監査室・事業戦略室・組込みソリューション営業部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

約20年間に亘り海外現地法人に駐在し、半導体設計技術を活かした海外ビジネスを長く経験しており、そのうち10年間は現地法人の社長として海外ビジネスを飛躍的に発展させ収益基盤強化に寄与した実績を有しております。エレクトロニクス業界に精通し洞察力の高いマネジメント能力を有しており、多様化する経営課題に迅速かつ最適な対応を図り更なる企業価値向上を期待し取締役候補者としていたします。

候補者番号

2

ほそ の かつ ひろ
細野 克宏 (1966年8月23日生)

所有する当社の株式数…………… 8,500株

取締役会出席状況…………… 20/20回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年4月 当社入社
2007年4月 当社名古屋支店長
2014年6月 当社取締役
2026年4月 当社常務取締役 (営業部門・開発技術部門統括、営業第一部・中部東海ブロック・アミューズメント営業部・電子部品販売推進部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、OA機器関連の営業ならびにアセンブリビジネスに長年携わり、特にアミューズメント事業を大きく発展させた実績を有し、現在は営業および開発技術部門全体を管掌する常務取締役として収益基盤強化に取り組んでおります。これらにより培われた高い知見と豊富な経験また幅広い人脈をもとに事業環境の変化に伴う経営課題に対して、迅速且つ的確な対応を期待し取締役候補者としていたします。

候補者番号

3

いっ しき しゅう じ
一色 修志 (1964年3月28日生)

所有する当社の株式数…………… 8,200株

取締役会出席状況…………… 20/20回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1986年4月 株式会社横浜銀行入行
2009年10月 同行市場営業部担当部長
2012年5月 同行経営企画部ALM担当部長
2017年4月 株式会社コンコルディア・フィナンシャル・グループ経営企画部首席マネージャー (出向)

2019年1月 当社入社
2019年6月 当社取締役
2026年4月 当社常務取締役 (管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・経理部・物流部・国内関係会社担当) (現任)

取締役候補者とした理由

金融機関において30年以上の実績を有し、銀行全体の運用調達計画や市場部門の戦略策定を手掛けるなど企画部門において豊富な経験を有しております。当社においては、経営企画、財務戦略およびリスクマネジメントなど幅広い領域に渡る管理部門全般を管掌し、コーポレートガバナンスの強化による企業価値の向上に取り組んでおります。これらにより培われた高い知見により、多様化する経営課題に対し迅速かつ適切な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

4

こ ばやし かつ えい
小林 克衛 (1966年9月19日生)

所有する当社の株式数…………… 1,400株

取締役会出席状況…………… 20/20回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1990年4月 日本電気株式会社入社
2000年7月 NEC Electronics Inc. (出向)
2011年4月 ルネサスエレクトロニクス株式会社自動車システム統括部自動車制御システム部担当部長

2013年6月 当社入社
2019年6月 当社取締役
2024年4月 当社取締役 (第一ソリューション技術部・第二ソリューション技術部・第三ソリューション技術部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

日本電気およびルネサスエレクトロニクスにおいて、長年半導体の開発やソリューション開発に従事し、北米への駐在経験もあることからグローバルな開発・販売マネジメントの知見を有しております。IoT、AI、自動車の急速なEV化等、エレクトロニクス業界の変革期において迅速かつ的確な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

5

井上 邦博 (1965年10月11日生)

所有する当社の株式数…………… 4,700株

取締役会出席状況…………… 20/20回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1988年4月 当社入社
2006年4月 当社大阪支店長
2009年4月 当社西日本ブロック部長
2016年4月 SHINKO (PTE) LTD.社長 (出向)
2020年6月 当社取締役
2026年4月 当社取締役 (西日本ブロック・電装営業部・営業支援室・海外営業推進部・海外関係会社担当、海外営業推進部長) (現任)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、自動車電装機器関連の営業に長年携わり、海外現地法人の社長も務め、現在は自動車電装機器関連向けの営業部門に加え、海外現地法人を管掌する取締役としてグローバルな事業展開の取り組みを推進しております。これらにより培われた高い知見と豊富な経験また幅広い人脈をもとに事業環境の変化に伴う経営課題に対して、迅速且つ的確な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

6

石戸 正典 (1967年2月16日生)

所有する当社の株式数…………… 5,600株

取締役会出席状況…………… 20/20回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1989年4月 当社入社
2008年4月 当社千葉支店長
2011年4月 楽法洛 (上海) 貿易有限公司社長 (出向)
2021年6月 当社取締役
2026年4月 当社取締役 (営業第二部・東日本ブロック・甲信越ブロック・EMS推進部担当) (現任)

取締役候補者とした理由

当社入社以来、産業機器関連の営業に長年携わり、海外現地法人の社長としても10年間務め、現在は産業機器関連、自動車電装機器関連の営業部門に加え、アセンブリビジネスを管掌する取締役として収益基盤の強化を推進しております。これらにより培われた高い知見と豊富な経験また幅広い人脈をもとに事業環境の変化に伴う経営課題に対して、迅速且つ的確な対応を期待し取締役候補者いたします。

候補者番号

7

よし いけ たつ よし
吉池 達悦 (1952年5月9日生)

所有する当社の株式数…………… 株

取締役会出席状況…………… 20/20回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1975年4月	日置電機株式会社入社	2013年2月	同社取締役会長
1995年3月	同社取締役 営業部長	2015年6月	株式会社チノー社外取締役
1997年3月	同社取締役 常務執行役員営業部長	2016年6月	当社社外取締役（現任）
2003年3月	同社取締役 常務執行役員総務部長		
2005年3月	同社代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場企業の社長としての経験ならびに実績を有しており、エレクトロニクス業界に精通し、株主利益の拡大ならびに豊富な知識と経験に基づく助言のできる人材であります。これらに基づき、独立社外取締役として当社の経営に対して客観的な視点から有益な意見や指導をいただけるものと期待しております。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に際し、独立した立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉池達悦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 吉池達悦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
4. 当社は、吉池達悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為を除く）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役弓削文孝氏、石原敏彦氏および坂巻吉輝氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

ゆ げ ふみ たか
弓削 文孝 (1960年8月1日生)

所有する当社の株式数…………… 22,400株
取締役会出席状況…………… 20/20回
監査等委員会出席状況…………… 16/16回

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1984年4月	当社入社	2013年6月	当社取締役
1998年4月	NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD. 社長 (出向)	2020年6月	当社常勤監査役
2008年4月	NT販売株式会社社長 (出向)	2022年6月	当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

海外現地法人、国内関係会社の社長および当社の取締役を長年務めた経験から企業経営に精通しており、また監査役も務めていたことから豊富な経験を有しております。当社の持続的成長を実現するため、監査等委員会の一員として監督機能の強化ならびにガバナンス体制の充実を適切に行うことを期待し、監査等委員である取締役候補者いたします。また、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対しても、指摘や助言をいただく予定であります。

候補者番号

2

いし はら とし ひこ
石原 敏彦 (1952年11月30日生)

所有する当社の株式数…………… -株
取締役会出席状況…………… 19/20回
監査等委員会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位および担当】

1976年4月	富士電機株式会社入社	2017年6月	同社顧問
2011年4月	同社執行役員兼人事室長	2019年6月	当社社外監査役
2013年6月	同社常勤監査役	2022年6月	当社社外取締役 (監査等委員) (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

上場企業において、長年人事・総務部門を中心とした管理部門業務に従事し、執行役員や常勤監査役を歴任され大変豊富な経験と優れた知見を有しております。同氏が選任された場合、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたします。また、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定であります。

候補者番号

3

さか まき よし てる
坂巻 吉輝 (1980年6月26日生)

所有する当社の株式数…………… 1株

取締役会出席状況…………… 20/20回

監査等委員会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

〔略歴、当社における地位および担当〕

2013年9月 司法試験合格
2014年11月 最高裁判所司法研修所終了

2014年12月 弁護士登録（東京弁護士会所属）
坂巻酒井総合法律事務所入所（現任）
2020年6月 当社社外監査役
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

〔重要な兼職の状況〕

弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

弁護士としての経験を通じ、企業法務全般に関する幅広い知見と会社経営に対する法的専門知識を有しております。直接会社経営に関与した経験はございませんが、同氏が選任された場合、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたします。また、指名・報酬委員として役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 石原敏彦氏と坂巻吉輝氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石原敏彦氏および坂巻吉輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 石原敏彦氏の当社社外取締役（監査等委員）の就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
5. 坂巻吉輝氏の当社社外取締役（監査等委員）の就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為を除く）。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

【取締役スキル・マトリックス】

第1号議案および第2号議案が原案どおり承認可決された場合における取締役の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	監査等委員	在任年数	年齢	性別	企業経営	国際経験	営業・マーケティング	技術・製造	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント
小川達哉		18年	62歳	男性	○	○	○				
細野克宏		12年	59歳	男性	○		○	○			
一色修志		7年	62歳	男性					○	○	○
小林克衛		7年	59歳	男性		○	○	○			
井上邦博		6年	60歳	男性	○	○	○				
石戸正典		5年	59歳	男性	○	○	○				
吉池達悦	(社外)	10年	74歳	男性	○		○	○	○		
弓削文孝	○	4年	65歳	男性	○	○	○		○		
石原敏彦	○(社外)	4年	73歳	男性	○				○	○	
坂巻吉輝	○(社外)	4年	45歳	男性						○	○
田中一恵	○(社外)	3年	65歳	女性					○	○	

- (注) 1. 在任年数および年齢は本株主総会終結時点となります。
2. 弓削文孝氏は2年、石原敏彦氏は3年、坂巻吉輝氏は2年の監査役在任期間があります。

以上

1 | 企業集団の現況に関する事項 |

(1) 事業の経過およびその成果

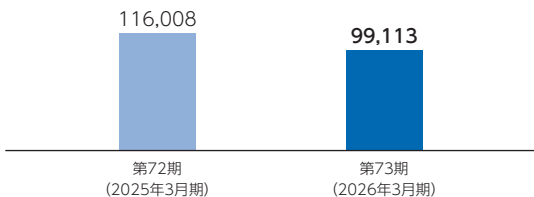
当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復が継続しているものの、中東情勢の緊迫化による原油高、米国の通商政策などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いています。また、エレクトロニクス業界におきましては、生成AI関連やデータセンター向けの需要が一段と拡大しており、その他の分野におきましても、長引いた在庫調整が概ね解消し、設備投資を中心に需要は回復傾向にあります。

当社においては、2024年9月30日付で主要取引先であったルネサスエレクトロニクス株式会社との特約店契約を終了しました。また、2025年6月30日付で日本電気株式会社傘下の北陸エリアを起点に強固な営業基盤を有する株式会社シミズシンテックの完全子会社化を実施いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、連結売上高991億13百万円（前期比14.6%減）、営業利益12億1百万円（前期比88.5%増）、経常利益15億55百万円（前期比169.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11億27百万円（前期比123.1%増）となりました。

連結売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



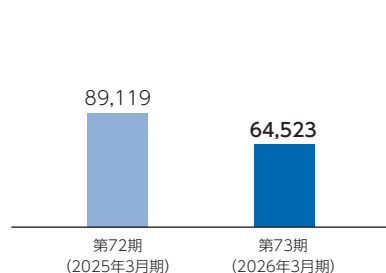
セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

<p>電子部品事業</p> <p>売上高 645億23百万円 (前期比27.6%減)</p>	<p>自動車電装機器関連ほか全ての分野が低調に推移いたしました。 この結果、半導体の売上高は132億4百万円（前期比71.0%減）、電子部品の売上高は513億19百万円（同17.8%増）、電子部品事業全体の売上高は645億23百万円（同27.6%減）となりました。</p>
<p>アセンブリ事業</p> <p>売上高 140億55百万円 (前期比15.3%減)</p>	<p>娯楽機器関連が低調に推移いたしました。 この結果、アセンブリ製品の売上高は140億55百万円（前期比15.3%減）となりました。</p>
<p>その他の事業</p> <p>売上高 205億33百万円 (前期比99.6%増)</p>	<p>2026年3月期第2四半期より、株式会社シミズシンテックの業績を反映いたしました。また、設備装置が好調に推移いたしました。 この結果、売上高は205億33百万円（前期比99.6%増）となりました。</p>

電子部品事業

売上高

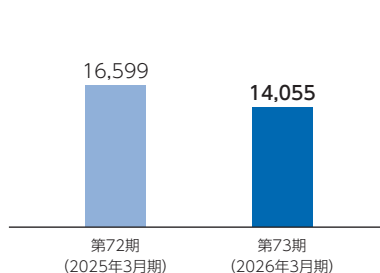
(単位：百万円)



アセンブリ事業

売上高

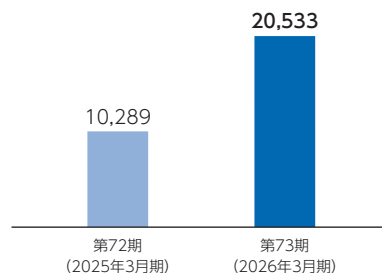
(単位：百万円)



その他の事業

売上高

(単位：百万円)



セグメント別売上高は次表のとおりであります。

セグメント	第72期 (2024.4～2025.3)		第73期 (2025.4～2026.3)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
電子部品事業					
電子部品	43,578百万円	37.6%	51,319百万円	51.8%	17.8%
半導体	45,541百万円	39.3%	13,204百万円	13.3%	△71.0%
アセンブリ事業					
アセンブリ製品	16,599百万円	14.3%	14,055百万円	14.2%	△15.3%
その他の事業					
電子機器およびマイクロコンピュータのソフトウェア受託開発	10,289百万円	8.9%	20,533百万円	20.7%	99.6%
計	116,008百万円	100%	99,113百万円	100.0%	△14.6%

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、今後の事業展開に必要な資金需要への対応として、安定的かつ機動的な資金調達手段を確保することにより、財務運営の一層の強化を図ることを目的に、取引銀行3行と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の借入実行残高はございません。

(4) 対処すべき課題

① ビジネス領域、新規サプライヤーの拡充

当社グループの根幹である半導体・電子部品事業において、既存優良サプライヤーに加え新たな半導体製品のラインアップ拡充などにより、国内外顧客への更なる拡販活動を推進し、事業の拡大を目指しております。

また、新たな事業領域として、特に画像AI、生成AIに関するデバイスビジネスとそれらを活用したソリューションビジネスを強化してまいります。

② ビジネス契約リスクの縮小化

サプライヤーおよび顧客との取引契約におけるリスクの最小化を目指し、契約条件の継続的な見直し交渉を推進いたします。

③ CSR／ESG／SDGs 対応充実

多様化する社会要請をビジネス機会と捉え、脱炭素社会への貢献やサプライチェーンの透明性の確保に取り組んでまいります。非財務情報の開示を通じて、当社の取り組みを積極的に発信してまいります。

④ 危機管理体制の更なる充実

自然災害やパンデミックにおける事業継続への対応に加え、情報セキュリティに関しては、2025年12月の米国現地法人におけるランサムウェア被害の発生を厳粛に受け止め、グループ共通のセキュリティ基準の策定、ならびにEDRをはじめとするセキュリティ強化により再発防止に全力で取り組んでまいります。加えて、サイバー保険の加入により、万が一の事態に備えてまいります。

(注) EDR (Endpoint Detection and Response) とは、PC・サーバーなどのエンドポイント端末上での不審な挙動を常時監視し、侵入後の攻撃を検知・分析・対応する仕組みのこと。

⑤ 従業員の生産性向上

従業員エンゲージメントの向上と、時間単位有給休暇の導入をはじめとする柔軟な働き方の拡充を推進いたします。あわせて業務改善プラットフォームやBIツール、AIの有効活用により社内業務のDX化を積極推進し、従業員がより付加価値の高い業務へ注力できる環境を整備することで、組織全体の生産性向上を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分		第70期 (2022.4~2023.3)	第71期 (2023.4~2024.3)	第72期 (2024.4~2025.3)	第73期 (2025.4~2026.3)
売上高	(百万円)	179,076	175,847	116,008	99,113
経常利益	(百万円)	6,841	4,768	578	1,555
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,706	3,194	505	1,127
1株当たり当期純利益	(円)	137.77	96.53	15.75	38.72
総資産	(百万円)	98,827	99,813	80,051	80,796
純資産	(百万円)	52,560	56,119	52,539	53,541

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分		第70期 (2022.4~2023.3)	第71期 (2023.4~2024.3)	第72期 (2024.4~2025.3)	第73期 (2025.4~2026.3)
売上高	(百万円)	118,830	116,403	68,628	44,819
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	3,753	2,690	△99	△487
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	2,656	1,842	346	△235
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	77.76	55.67	10.79	△8.09
総資産	(百万円)	69,432	66,380	49,628	42,469
純資産	(百万円)	33,860	34,254	29,866	28,136

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ノバラックスジャパン株式会社	81百万円	100.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
新光商事エルエスアイ デザインセンター株式会社	80百万円	100.0%	ソフトウェア・LSIの開発、技術者の派遣 およびこれらに関するコンサルティング 業務
NT販売株式会社	418百万円	67.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
株式会社シミズシンテック	90百万円	100.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売 ならびに電気設備工事
SHINKO (PTE) LTD.	3,168千US\$	100.0%	電子部品・電子機器の仕入および販売
陽耀電子股份有限公司	40,000千NT\$	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD.	4,000千US\$	100.0%	電子部品・アセンブリ製品の仕入、販売 および輸出入
NOVALUX AMERICA INC.	100千US\$	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
樂法洛（上海）貿易有限公司	28,677千RMB	100.0% (100.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.	110,000千THB	100.0% (100.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入
NOVALUX EUROPE GmbH	25千EUR	100.0%	電子部品の仕入、販売および輸出入
NT Sales Hong Kong Ltd.	194千US\$	67.0% (67.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入
SHIMIZU SYNTEC SINGAPORE PTE.LTD.	1,191千US\$	100.0% (100.0%)	電子部品の仕入、販売および輸出入

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有の議決権の保有割合で内数となっております。
2. 当社は、2026年4月1日付にてノバラックスジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業セグメント

事業の種類別セグメント	主要取扱商品
電子部品事業	マイコン システムLSI メモリ 半導体 コンデンサ フェライトコア 液晶ディスプレイ 一般電子部品 他
アセンブリ事業	アセンブリ製品
その他の事業	ワークステーション サーバ コンピュータ周辺機器 電子機器およびマイクロコンピュータのソ フトウェア受託開発 設備装置 電気設備工事業 他

(8) 主要な事業所

① 当社

新光商事株式会社	本社	東京都 品川区
	支店等	仙台支店（仙台市）、宇都宮支店（宇都宮市）、埼玉支店（さいたま市）、松本支店（松本市）、甲府支店（甲府市）、名古屋支店（名古屋市）、浜松支店（浜松市）、大阪支店（大阪市）、広島支店（広島市）、福岡営業所（北九州市）、川崎物流センター（川崎市）、塩尻物流センター（塩尻市）

② 子会社

会社名	所在地
ノバラックスジャパン株式会社	東京都 品川区
新光商事エルエスアイデザインセンター株式会社	北海道 札幌市
NT販売株式会社	東京都 品川区
株式会社シミズシンテック	石川県 金沢市
SHINKO (PTE) LTD.	シンガポール共和国 シンガポール
陽耀電子股份有限公司	中華民国 台北市
NOVALUX HONG KONG ELECTRONICS LTD.	中華人民共和国 香港
NOVALUX AMERICA INC.	米国 ミシガン州
楽法洛（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海
NOVALUX (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク
NOVALUX EUROPE GmbH	ドイツ フランクフルト
NT Sales Hong Kong Ltd.	中華人民共和国 香港
SHIMIZU SYNTEC SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール共和国 シンガポール

(注) 当社は、2026年4月1日付にてノバラックスジャパン株式会社を吸収合併いたしました。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区 分	従業員数	前期末比増減
男 性	423名	67名
女 性	244名	23名
計	667名	90名

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	180名	△6名	45.78歳	17.43年
女 性	108名	△3名	39.16歳	12.96年
計または平均	288名	△9名	43.30歳	15.75年

(注) 従業員数は、受入出向者を含み、出向者、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
なお、嘱託、臨時従業員の年間の平均人員は82名であります。

(10) 主要な借入先

① 当社

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	3,000百万円
株式会社三井住友銀行	1,300百万円

② 子会社

借 入 先	借 入 額
株式会社横浜銀行	1,000百万円

2 | 会社の株式に関する事項 |

- (1) 発行済株式の総数 29,612,599株 (自己株式 1,397,967 株を除く)
(2) 株主数 6,611名
(3) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,009,500株	10.16%
野村 絢	2,868,900株	9.69%
株式会社シティインデックスファースト	2,044,700株	6.90%
株式会社レスター	1,550,000株	5.23%
有限会社キタイアンドカンパニー	1,470,000株	4.96%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	1,062,700株	3.59%
北井 暁夫	967,000株	3.26%
EUROPEAN DEPOSITARY BANK SA – DUBLIN – BUTTERMERE DEEP VALUE FUND LIMITED	676,314株	2.28%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	559,200株	1.88%
加賀電子株式会社	515,000株	1.74%

- (注) 1. 当社は、2026年3月31日現在、自己株式を1,397,967株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」ならびに「従業員株式給付信託 (J-ESOP)」制度の導入に伴う株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する株式は含めておりません。
2. 持株比率は株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する1,062,700株を除く自己株式1,397,967株を控除して計算しております。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 | 会社役員に関する事項 |

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小川 達哉	監査室・事業戦略室・新規ビジネス営業部担当
常務取締役	細野 克宏	営業部門・開発技術部門統括、営業支援室・営業第一部・中部東海ブロック・アミューズメント営業部・EMS推進部担当
取締役	一色 修志	管理部門統括、企画人事部・システム室・総務部・経理部・物流部・国内関係会社担当
取締役	小林 克衛	第一ソリューション技術部、第二ソリューション技術部・第三ソリューション技術部担当
取締役	井上 邦博	甲信越ブロック・西日本ブロック・電子部品販売推進部担当
取締役	石戸 正典	営業第二部・東日本ブロック・海外営業推進部・海外関係会社担当、海外営業推進部長
取締役	吉池 達悦	
取締役 常勤監査等委員	弓削 文孝	
取締役 監査等委員	石原 敏彦	
取締役 監査等委員	坂巻 吉輝	坂巻酒井綜合法律事務所 弁護士
取締役 監査等委員	田中 一恵	田中一恵税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役吉池達悦氏、石原敏彦氏、坂巻吉輝氏、田中一恵氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役吉池達悦氏、石原敏彦氏、坂巻吉輝氏、田中一恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役吉池達悦氏は、2025年6月27日付で、株式会社チノーの社外取締役を退任しております。
4. 取締役坂巻吉輝氏は、坂巻酒井綜合法律事務所の弁護士であります。また、取締役田中一恵氏は、田中一恵税理士事務所の所長であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
5. 取締役田中一恵氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、日常的な情報収集および重要な会議への出席ならびに内部監査部門等との連携を通じ、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役弓削文孝氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる保険期間中に提起された損害賠償請求（株主訴訟を含む）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金を含む）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については、填補の対象外となります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役（監査等委員を含む）ならびに当社子会社の取締役、監査役であります。全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の構成およびその決定

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容についての方針」を決定しております。取締役会で決議された内容は、事前に指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けた内容となっております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりとなります。

イ 基本方針

1.取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬等は、取締役が中長期的な業績の向上ならびに企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、そのインセンティブとして十分に機能するように報酬等の一定の割合を業績ならびに株価と連動させる報酬体系（非業務執行取締役を除く。）とし、従業員給与とのバランスおよび世間水準等を考慮したものとす。

2.監査等委員である取締役の報酬等に関する基本方針

監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の報酬等は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査および経営の監督を行う立場であることを考慮した、適切かつ公正な報酬水準とする。

□ 報酬等の構成およびその決定

1. 取締役の報酬等の構成およびその決定

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で決議を得た限度額の範囲内で、次の項目に従い指名・報酬委員会の審議のうえ、その答申を受けて取締役会において決定する。

・業務執行を担う取締役の報酬体系

業務執行を担う取締役（以下「業務執行取締役」という。）の報酬等は、基本報酬である固定報酬（月次役員報酬）と変動報酬（業績連動報酬）より構成され、変動報酬は役員賞与ならびに役員株式報酬（BBT）で構成される。また、もう一つの分類として現金報酬と株式報酬に分かれ、月次役員報酬と役員賞与が現金報酬、役員株式報酬（BBT）が株式報酬となり、株式報酬は退任時に役員退職金として支給されるが、在任時の各期連結当期純利益と役職に連動させるものとする。よって、その支給割合の決定に関する方針は、業績水準と株価水準（調達時の簿価）の結果を反映する仕組みとし、支給割合は固定的ではなく業績・株価に対して変動させるものとする。なお、全ての報酬総額の上限は株主総会で決定された限度内とする。個人別の取締役の報酬等の額は、取締役会にて決定する。また、変動報酬に係る計算式またはマトリックス表等の変更が必要となった場合は、指名・報酬委員会において、その妥当性について検証し、取締役会へ意見を提出し、取締役会において決定する。

・非業務執行取締役の報酬体系

非業務執行取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場を勘案し、職責に応じた「固定報酬」のみを支給する。

2. 監査等委員の報酬等の構成およびその決定

監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立し、取締役の職務執行の監査および経営の監督を行う立場であることを考慮した適切かつ公正な報酬水準とし、株主総会で決議を得た限度額の範囲内において個人別の報酬額を決定する。

監査等委員である取締役の報酬体系は、業務執行から独立した立場を勘案し、監査等委員である取締役の協議により、役位および職責に応じた「固定報酬」のみとする。

ハ 業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法

業績連動報酬（役員賞与および役員株式報酬）に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

業績連動報酬の額または数の算定方法は、連結当期純利益が一定の金額を超えたときに役員賞与については別表1、役員株式報酬については別表2の基準により支給する。

二 報酬等の支給時期

取締役の報酬等の支給時期は、固定報酬は月次で支給をする。変動報酬のうち役員賞与は、前事業年度の連結当期純利益をもとに別表1のマトリックス表に沿って年1回支給する。変動報酬のうち役員株式報酬（BBT）は、事業年度ごとに連結当期純利益をもとに別表2のマトリックス表に沿って年1回ポイントを付与し、退任時までの累計ポイントに応じて退任時に株式を給付する。

別表1 役員賞与について

業績連動報酬に係る指標は、連結当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、業務執行に携わる取締役全てが意識し、行動した結果が連結当期純利益というグループとしての成果に現れることを目的とするためである。

業績連動報酬のうち役員賞与についての支給対象者は、原則、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、常勤取締役であり、役職別に基準分、考課分を設定し配分する。

単位：百万円

連結当期純利益（※）	役員賞与総額
500以上1,000未満	22.5
1,000以上1,500未満	27
1,500以上2,000未満	36
2,000以上2,500未満	45
2,500以上3,000未満	54
3,000以上3,500未満	63
3,500以上4,000未満	72
4,000以上4,500未満	81
4,500以上5,000未満	90
5,000以上5,500未満	99

※連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

別表2 業績連動型株式報酬制度について

業績連動型株式報酬制度に係る指標は、連結当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、業務執行に携わる取締役全てが意識し、行動した結果が連結当期純利益というグループとしての成果に現れることを目的とするためである。

業務執行取締役には、各事業年度に関して、当該事業年度における役位、業績達成度で定まる数のポイントを付与する。業績達成度は、連結当期純利益（当株式報酬引当金繰入額および役員賞与引当金繰入額控除前）によって定められ、具体的には下記の表に基づいて付与ポイントを算出する。また、業務執行取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、150,000ポイントを上限とする。なお、付与されるポイントは、株式給付に際し、1ポイントあたり当社普通株式1株に換算する。

（当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う。）

単位：ポイント

連結当期純利益（※） の水準（百万円）	500以上 1,000未満	1,000以上 1,500未満	1,500以上 2,000未満	2,000以上 2,500未満	2,500以上 3,000未満
取締役会長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役社長	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000
取締役副社長	3,500	4,300	5,100	5,900	7,000
専務取締役	3,000	3,700	4,400	5,100	6,000
常務取締役	2,500	3,100	3,700	4,300	5,000
常勤取締役	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000
連結当期純利益（※） の水準（百万円）	3,000以上 3,500未満	3,500以上 4,000未満	4,000以上 4,500未満	4,500以上 5,000未満	5,000以上 5,500未満
取締役会長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役社長	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000
取締役副社長	8,600	10,500	11,800	14,000	15,600
専務取締役	7,400	9,000	10,200	12,000	13,400
常務取締役	6,200	7,500	8,600	10,000	11,200
常勤取締役	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000

※連結当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益のうち対象年度における、役員賞与引当金繰入額および役員株式報酬引当金繰入額を控除する前の金額とする。

② 当事業年度に係る役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬 (百万円)	業績連動報酬 (百万円)	
				賞与	株式報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	7 (1)	187 (7)	149 (7)	27 (-)	11 (-)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	4 (3)	41 (21)	41 (21)	- (-)	- (-)
合計 （うち社外取締役）	11 (4)	229 (29)	190 (29)	27 (-)	11 (-)

- (注) 1. 2022年6月24日開催の第69期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、年額316百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は固定報酬のみの年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）になります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、2023年6月23日開催の取締役会において「使用人兼務取締役に対する使用人分給与（賞与を含む）」を廃止し、前項の役員報酬限度額内で見直しを行っております。
3. 業績連動報酬等（役員賞与および役員株式報酬）に係る業績指標および額の決定方法は、「(3)取締役の報酬等」における「① 業務執行取締役の業績連動報酬の算定方法」に記載のとおりであり、その実績は連結計算書類における連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益のとおりであります。当該指標を選択した理由は、報酬と業績との連動性を高めることを目的とし、さらに当社の単年度のみならず中長期的な業績および株式価値と連動性を明確にするためであります。
4. 株式報酬割当ての際の条件等は「(3)取締役の報酬等」における「①役員報酬等の構成およびその決定」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2 (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 当社は2022年6月24日開催の第69期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の導入について対象者を業務執行取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）として決議いただいております。当該決議内容の概要は、「(3)取締役の報酬等」における「別表2 業績連動型株式報酬制度について」の記載のとおりであり、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名になります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役坂巻吉輝氏は、坂巻酒井綜合法律事務所の弁護士であり、取締役田中一恵氏は、田中一恵税理士事務所
の所長であります。なお、取締役吉池達悦氏は、2025年6月27日付で、株式会社チノ一の社外取締役に退
任しております。また、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位・氏名	出席会議および出席状況	主な活動状況	責任限定契約の 内容
取締役 吉池達悦	取締役会 20回／20回 出席 指名・報酬委員会 2回／2回 出席	当事業年度に開催された取締役会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員長を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。	当社定款において会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができ旨を定めておりますが、当事業年度において社外取締役との間で当該責任限定契約は締結しておりません。
取締役（監査等委員） 石原敏彦	取締役会 19回／20回 出席 監査等委員会 16回／16回 出席 指名・報酬委員会 2回／2回 出席	当事業年度に開催された取締役会19回に出席し、また監査等委員会全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜述べております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	
取締役（監査等委員） 坂巻吉輝	取締役会 20回／20回 出席 監査等委員会 16回／16回 出席 指名・報酬委員会 2回／2回 出席	当事業年度に開催された取締役会と監査等委員会全てに出席し、弁護士としての法的見地より意見を述べております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	
取締役（監査等委員） 田中一恵	取締役会 20回／20回 出席 監査等委員会 16回／16回 出席 指名・報酬委員会 2回／2回 出席	当事業年度に開催された取締役会と監査等委員会全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの経営に有益な助言・提言を述べております。また、上記のほか指名・報酬委員会委員を務め、当事業年度開催の委員会全てに出席し、独立した客観的立場から妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	

4 | 会計監査人の状況 |

(1) 名称

清陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人または公認会計士の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

| 5 | 会社の体制および方針 |

剰余金の配当等の決定に関する方針および当期の配当

当社は株主の皆様への安定した継続的な配当と成長戦略への投資とのバランスを考慮し、連結配当性向50%を目途として実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、2026年5月15日に公表いたしました「剰余金の配当に関するお知らせ」に記載のとおり、1株あたり12円50銭とすることといたしました。これにより、中間配当金6円と合わせまして、年間配当金は1株あたり18円50銭となり、連結配当性向は47.8%となります。

(注) 配当性向 (%) = 1株あたりの配当金額 ÷ 1株あたりの当期純利益 × 100

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	69,772
現金及び預金	30,333
受取手形、売掛金及び契約資産	19,335
商品及び製品	12,444
仕掛品	70
未収入金	6,238
その他	1,393
貸倒引当金	△42
固定資産	11,023
有形固定資産	1,207
建物及び構築物	331
土地	648
その他	227
無形固定資産	1,613
投資その他の資産	8,202
投資有価証券	6,246
退職給付に係る資産	148
繰延税金資産	230
その他	1,577
貸倒引当金	△0
資産合計	80,796

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,098
支払手形及び買掛金	13,011
電子記録債務	1,342
短期借入金	1,000
1年内返済予定の長期借入金	2,800
未払金	533
未払法人税等	490
契約負債	1,359
賞与引当金	680
役員賞与引当金	50
その他	832
固定負債	5,155
長期借入金	1,500
繰延税金負債	1,871
役員株式報酬引当金	136
従業員株式報酬引当金	412
退職給付に係る負債	708
その他	526
負債合計	27,254
純資産の部	
株主資本	45,180
資本金	9,501
資本剰余金	9,599
利益剰余金	28,328
自己株式	△2,249
その他の包括利益累計額	7,467
その他有価証券評価差額金	1,155
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	△61
為替換算調整勘定	6,341
退職給付に係る調整累計額	31
非支配株主持分	894
純資産合計	53,541
負債純資産合計	80,796

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	99,113
売上原価	88,647
売上総利益	10,465
販売費及び一般管理費	9,263
営業利益	1,201
営業外収益	709
受取利息	348
受取配当金	274
仕入割引	0
雑収入	85
営業外費用	355
支払利息	77
為替差損	12
アレンジメント手数料	28
持分法による投資損失	215
雑支出	21
経常利益	1,555
特別利益	1,396
ゴルフ会員権売却益	57
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	1,338
特別損失	19
固定資産除売却損	0
支払和解金	1
情報セキュリティ対策費	17
税金等調整前当期純利益	2,933
法人税、住民税及び事業税	584
法人税等調整額	1,176
当期純利益	1,172
非支配株主に帰属する当期純利益	45
親会社株主に帰属する当期純利益	1,127

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,810
現金及び預金	8,704
受取手形	995
売掛金	8,845
商品	4,442
前払費用	112
未収入金	4,150
その他	559
貸倒引当金	△1
固定資産	14,659
有形固定資産	418
建物	144
構築物	0
機械及び装置	0
車輛運搬具	0
器具備品	75
土地	198
建設仮勘定	0
無形固定資産	113
ソフトウェア	67
その他	45
投資その他の資産	14,127
投資有価証券	5,726
関係会社株式	7,197
その他	1,204
貸倒引当金	△0
資産合計	42,469

科目	金額
負債の部	
流動負債	11,016
買掛金	6,237
電子記録債務	1,012
1年以内返済予定の長期借入金	2,800
未払金	215
未払費用	108
未払法人税等	55
前受金	97
預り金	33
賞与引当金	242
役員賞与引当金	27
その他	186
固定負債	3,316
長期借入金	1,500
退職給付引当金	447
役員株式報酬引当金	136
従業員株式報酬引当金	412
繰延税金負債	511
その他	308
負債合計	14,332
純資産の部	
株主資本	27,098
資本金	9,501
資本剰余金	9,599
資本準備金	9,599
利益剰余金	10,247
利益準備金	890
その他利益剰余金	9,357
別途積立金	3,900
繰越利益剰余金	5,457
自己株式	△2,249
評価・換算差額等	1,037
その他有価証券評価差額金	1,098
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	△61
純資産合計	28,136
負債純資産合計	42,469

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	44,819
売上原価	40,303
売上総利益	4,515
販売費及び一般管理費	5,228
営業損失	△712
営業外収益	326
受取利息及び配当金	300
その他	26
営業外費用	102
支払利息	46
為替差損	7
アレンジメント手数料	28
その他	19
経常損失	△487
特別利益	1,212
投資有価証券売却益	1,212
特別損失	1
固定資産除売却損	0
支払和解金	1
税引前当期純利益	723
法人税、住民税及び事業税	18
法人税等調整額	939
当期純損失	△235

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

新光商事株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 智喜
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 乙藤 貴弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新光商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年5月15日開催の取締役会において加賀電子株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、会社の株主の判断に委ねる旨を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

新光商事株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 智喜
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 乙藤 貴弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新光商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記において参照されている連結注記表に記載のとおり、会社は、2026年5月15日開催の取締役会において加賀電子株式会社による会社の普通株式に対する公開買付けに関して、賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、会社の株主の判断に委ねる旨を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が主要な子会社の監査役を兼務しており、それぞれの取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、その子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業等の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、清陽監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月27日

新光商事株式会社	監査等委員会	
常勤監査等委員	弓削 文孝	㊟
監査等委員	石原 敏彦	㊟
監査等委員	坂巻 吉輝	㊟
監査等委員	田中 一恵	㊟

(注) 監査等委員石原敏彦、坂巻吉輝及び田中一恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

<株式のお手続きに関するお知らせ>

特別口座の皆さまへ

「特別口座」は、株券電子化までに株券をほふりへ預託されなかった株主様の権利を保全するため、当社が株主様の名義で、三菱UFJ信託銀行に開設した口座です。

特別口座の株式は各株主様の財産であるものの、特別口座のままでは売買ができず、売買するためには、株主様が証券会社に開設した口座へ「振替」（株数等の記録を移す）手続きが必要になります。速やかにお手続きされることをお勧めいたします。

※振替手数料無料

お問い合わせ先は次のとおりです。

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

※照会先受付時間：土・日・祝日等を除く平日9:00～17:00

ウェブサイト <https://www.tr.mufg.jp/daikou/tetsuzuki.html>

◎ 「特別口座の株式を証券会社の口座へ振替えしたい」とお伝えください。

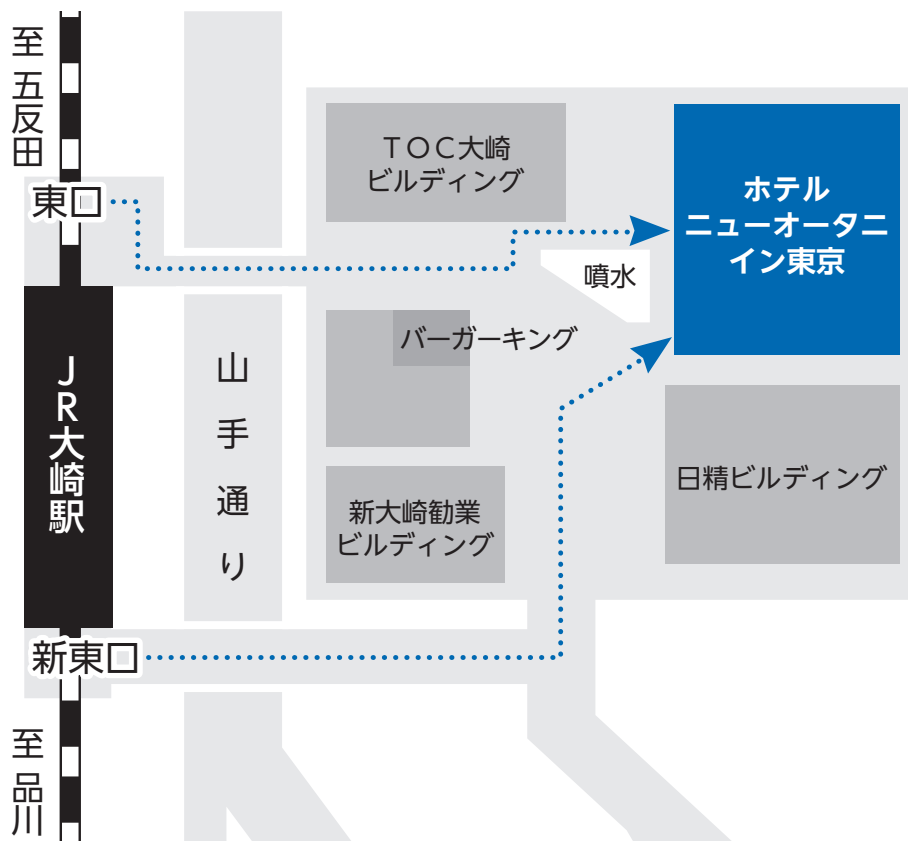
定時株主総会会場ご案内図

会場

ニューオータニイン東京 3階 おおとり
東京都品川区大崎1-6-2 TEL (03) 3779-9111 (代表)
※前回と会場が異なりますので、お気をつけください。

交通

大崎駅（北改札口）東口より直結
（JR 山手線・埼京線・湘南新宿ライン・りんかい線）



株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。